今後の財政運営健全化は

新政会 大辻 裕彦



平成24年度並みが続く

答 今後引き続き検討する。 齢者に対する祝い金」 の給料月額を引き続き5 化については。 10%引き下げる。 人件費削減で特別職

られる。 充てられ、 震災などの災害復興費に 特別交付税も、 ぼ横ばいを見込んでいる。 れ以降は平成24年度とほ の税収は0.5%増、 経常経費削減の具体 現時点で平成24年度 増えないとみ 東日本大

担保される。

入所決定の場合に問

経営の安定化と継続性が

負担が軽減される。また、 ることによって保護者の 運営だったが、

公設化す

従来は保護者による

付税など税収の見通しは。

図れるか。

る住民サービスの向上は

枡田理事

公設化することによ

今後の町税・地方交

所在は。 町にある。 題が生じた場合の責任の 人所する場合の配慮は。 保護者と面談を行い 当然、 障がいのある児童が 最終の責任は

必要があれば指導員の加

ることはできないと考え の呼び掛けなどに利用 使用が原則で、

情報提供

配も検討する。

問

新政会 史久 神吉





▲土日にも利用できる神戸市の自動交付機

ことが有効だと考えるが。

防災無線は災害時の

に情報提供を呼びかける

防災無線を活用し、 家族の希望がある場合に

住民

調査研究したい

早期発見のために、

機関と調整を行いながら

|交付機の設置は

▲学童保育児童の活動の場

定管理者への委託料は

答

以前にも検討は行っ

理枡 事田

調査研究したい

する検討は。

していく必要がある。

終了するので、

今後支援

補助金と県の施設維持協

設の管理」

の経費は国の

力金で管理運営してきた

国の補助金は今年で

る。

の提出により支出してい 指定管理者の収支計画書

学童保育の公設化実施は

理枡 事田

住民サービスが

時期尚早と考える

考える。 明などの申請書を一枚に ることから、 まとめ、記入の手間と確 考えて、住民票・印鑑証 職員の事務処理の軽減を たが、多大な経費がかか 直 住民の利便性向上と 時期尚早と

認作業を軽減できないか。 現在のところ一枚に

力を求める体制の構築は。 保護ができるよう、 増加すると考えられる。 徘徊の発生もそれに伴 括支援センタ 要であり、 や認知症サポ 徘徊発生時に早期発見 などの仕組みづくりが必 SOSネットワーク 少子高齢化が進み、 今後、 ーター -など関係 地域包 商店 に協

徘徊時の住民協力の 体制づくりを

て近隣市町と協議する中住民の利便性向上についまとめる考えはないが、 で検討したい

望む声が多い。自動交付民票などの証明書交付を

開庁時間以外での住

機の設置やコンビニエン

人ストアでの発行を導入

予防接種費用助成は

町独自助成は考えていない

要綱」 自の助成は考えていない の方の費用は千円。 者に費用を助成し、 フルエンザワクチン助成 事業を継続すべきでは。 季節性インフルエンザも 6名の方が接種を受けた。 に費用助成があり、 策として、低所得者の方 軽視できない。町独自に 国の事業として、 「播磨町高齢者イン 小児肺炎球菌・子宮 に基づき、 低所得 46 町独

問

段階的に小学6年生

まで実施する考えは。

ると非常に大きく難しい。 となる。これを毎年とな

援総合事業創設について▼介護予防・日常生活支 その他の質問 あれば実施したい

について試算中。可能で

入院費用の助成拡大



日本共産党

松岡

▲「痛いけど我慢しようね」

労働省からの通知もなく

種するもの。現在、厚生

あり、

希望者が個別に接

実施の考えは。 続がない場合、

いずれも任意接種で

応する。 今後、

国に対して継続する

子どもの医療費を無料に よう意見書を出す考えは。 町長 考えていない 助成検討中

答 予算上いくら必要か。 り約5000万の負担増 が実施している。実現に との願いに多くの自治体 中学3年まで無料に 1億5350万とな

で新型インフルエンザ対 接種について、昨年度ま 問 インフルエンザ予防

新政会 河野 照代

職員の懲戒処分の手続きは

国の動向により対

公正な手続きにより決定



問 負うべきではないと考え ぶものではなく、 責任者について、 当該職員のみでよいのか。 管理監督不十分として、 私生活上事件に対しても、 上の行為に対してまで及 上司も処分を受けている 他市町においては、 任命権者·管理監督 本町の懲戒処分は、

責任を

私生活

であり、 事の懲戒処分に際し、適酒気帯び運転による不祥 法律」第23条の何を根拠 の組織及び運営に関する 定である「地方教育行政 の決定は、 定し執行すべきもの」 教育委員会の人事案件 先の教育委員会職員の 公正な決定かを問う。 職員の処分において、 教育委員会で決 職務権限の特

とするのか。 「教育委員会及び学校そ 同法第23条第3号の

の他の教育機関の職員の 任免その他の人事に関す

▲職員の分限及び懲戒の審査に関する規則

答 体としての対応は。

なく、 会へ当該職員の処分につ 戒の審査に関する規則」 分限懲戒審査会の設置が いて教育委員会が諮問 「職員の分限及び懲 教育委員会には職員 町の職員分限審査

の規則に定めるもののほ ではないのか。 のは町長と解し規則違反 第5条では、諮問を行う 同規則第13条に「こ

な事項は、その都度委員 委員会について必要

答

議会だより No.208

会が定める」とある。

ること」

する。

次年度国の事業継

町独自で

平成23年度末で終了

質

検までの協議と町組織全間 事故発生から書類送 を根拠とする。